

長時間労働是正に関する意見書（案）

我が国では欧米諸国と比べて長時間労働をしている人の割合が高くなっており、過労死が後を絶たない。過労死は本人や家族のみならず、社会にとっても大きな損失であり、ゼロにすることが求められている。

平成 26 年には、国会において全会一致で「過労死等防止対策推進法」が制定された。さらに安倍政権は「働き方改革」に着手、昨年 9 月に開始した「働き方改革実現会議」において「長時間労働是正」「同一労働同一賃金」など 9 項目の検討課題を首相自らが指示した。

こうした中、大手企業の社員が過酷な勤務の末に自殺に至った事案が労災と認定された。

国においては、この痛ましい事案などを重く受け止め、長時間労働是正に向けた対策や、今国会では労働基準法改正に向けての議論が進められているが、長時間労働是正および労働基準法改正に当たっては、下記事項について強く要望する。

記

- 1 36 協定による労働時間の延長に上限を規定すること。
- 2 使用者が新たに労働時間管理簿を作成し、労働者単位での日ごとの始業・終業時刻、労働時間等について適正な管理を図ること。
- 3 違法な時間外労働をさせた場合における罰則を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 14 日

福 井 県 議 会